

平成 25 年 10 月 31 日

入札監理小委員会

「中小企業大学校の平成 26 年度以降の民間競争入札に関する考え方について」 の主な論点と対応等

1. これまでの経過

- (1) 第 2 期中期目標期間（平成 21～25 年度）に、全国の中小企業大学校（9 か所）において、順次、研修や施設管理等の業務について、平成 25 年度を終期とする民間競争入札を実施
- (2) 平成 25 年 6 月 4 日 入札監理小委員会において、(1) の評価案の審議
- (3) 平成 25 年 6 月 14 日 官民競争入札等監理委員会において、(1) の評価案の審議（書面）
- (4) 平成 25 年 6 月 14 日 公共サービス改革基本方針改定の閣議決定（平成 26 年度以降の方針）
- (5) 平成 25 年 9 月 24 日 入札監理小委員会において、「中小企業大学校の平成 26 年度以降の民間競争入札に関する考え方」及び実施要項案の審議

2. 主な論点と対応等

	主な論点	対 応 等
研修の実施に関する事項	① 何故、中小企業基盤整備機構（中小機構）は、 <u>研修の見直し</u> を行うのか。	平成 24 年 8 月「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップにおいて、「実施する研修は<u>真に必要なものに限ることとし、研修企画面での中小機構の経験・能力等に留意しつつ、市場化テストの活用等民間への委託を基本とする</u>」とされた。 そのため、中小機構は、<u>平成 26 年度からの第 3 期中期目標期間</u>において、以下の真に必要な研修を行うこととした。 ・ <u>中小企業の経営者等を対象に、企業経営に不可欠な能力を習得させ、事例研究やゼミなど自社課題の解決に活用できる実践的なもの。</u> ・ <u>中小企業の支援担当者等を対象に、支援能力の向上を図るもの。</u> ・ <u>中小企業を取り巻く環境変化に対応して実施される中小企業政策に対応した内容を研修に取り入れて、政策への対応を徹底させる。</u>
	② 何故、これまで民間事業者に委託していた <u>研修企画及び受講者募集</u> の業務を、 <u>再び中小機構が実施する</u> のか。	中小機構は、①の研修の見直しを踏まえ、現行の実施状況を詳細に分析したところ、<u>研修企画に関しては、講師への依存度が高いなど講師から厳しい意見が出ている。受講者募集に関しては、受講者を集めやすい日数の短い研修や既受講企業の割合が増加した一方で、定員充足率が低下し、定員未達研修の割合が増加した。</u> 中小機構が期待した、<u>研修企画に民間の創意工夫を導入した実践的な研修の提供、受講者募集に民間のネットワーク等を活用した新たな事業分野や企業への進出という状況から乖離していたことが明らかとなった。</u>

		受託者からは、受講生が集まりやすい内容の研修を求める声もあり、今後、「真に必要な研修」への収斂を図り、予算制約から研修回数を抑制せざるを得ないことを考慮すると、<u>収支面を含めて受託者のリスクが高まる</u>ことが予想された。 中長期的に研修の質や受講者数を維持し、中小企業政策としての研修事業を確実に実施することを優先するため、<u>大幅に仕様を見直す必要がある</u>と判断した。 入札小委で確認したところ、更に、機構が研修の企画を行うことについては、<u>人材育成のためには、研修のノウハウを蓄積している</u>ことが理由であることが確認された。また、機構では、<u>研修とその他のいろいろな中小企業支援のツールをセットにして複合的に機会の提供</u>を行っていくことで受講者募集をしていること、及び<u>他の事業、他の部門の協力を得て組み合わせて、各地域の企業に接触し、募集</u>を行っていることが確認された。 一方で、これらを実施するには相当のコストがかかるため、今後は当該事業に係る業務フローと全体のコストを把握した上で、事業の評価をしていく必要があることが認められた。
公共サービス改革法に関する事項	③ 26 年度以降の研修の見直しについては、本年 6 月の基本方針に記載済みであり、何故、中小機構から説明を受ける必要があるのか。	法第 7 条において、<u>事業の評価を行い、基本方針の変更案を作成する</u>と定めているところ、監理委員会の評価審議と基本方針の閣議決定が同じ 6 月 14 日となる中で、中小機構は、<u>実施状況報告において「今後仕様の見直し等を検討する必要がある」とだけ記載し、②の方針（研修企画及び受講者募集の業務を、再び中小機構が実施）を盛り込まなかった。</u> <u>基本方針の変更案は、予め中小機構から聴取した②の方針を盛り込んだものの、事業の評価は、実施状況報告を踏まえて行うため、②の方針が記載されておらず、監理委員会に対し、更に詳細な説明が必要であることが認められた。</u> このため、基本方針を踏まえた 26 年度以降の実施要項案の審議に当たって、②の方針について中小機構より説明を受けたものである。
	④ 民間委託した業務を、中小機構が再び実施するに当たり、法の趣旨に則った措置は適切にとられているのか。	<u>次期実施要項案</u>において、以下の事項を記載することにより、法の趣旨に則った措置が適切にとられているものと考えている。 「機構は、内閣総理大臣が行う評価に向けて、<u>事業年度開始前に対象公共サービスの自らの達成水準を定め公表し、事業年度終了後、当該事業年度ごとに、実施状況について、水準達成の検証及び民間事業者</u>に<u>研修企画等を委託していたときの実施状況との比較とともに、業務フロー・コスト分析の手法等を活用した上で、詳細な分析を行い、次回の競争入札について、再度民間委託を拡大するか、又は官民競争入札とするかを含め、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。</u>」